別表第三十三号の表中「一般放送の事業」を「一般放送の業務を行う事業」に改め、同表注2(1)の様式中「委員の」を削る。

別表第四十の一号注5中「デジタルテレビジョン放送局」を「テレビジョン放送局」に改める。

別表第四十九号注11中「地上デジタルテレビジョン放送」を「地上テレビジョン放送」に改める。

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六　「ステレオホニツク放送」とは、中波放送、超短波放送又はテレビジョン放送であつて、その聴取者に音響の立体感を与えるため、左側信号及び右側信号を一の放送局（放送をする無線局をいう。）から同時に一の周波数の電波により伝送して行うものをいう。

第二条第一項中第二十八号の八から第二十八号の十五までを削り、第二十八号の十六を第二十八号の八とし、第二十八号の十七を第二十八号の九とし、第八十五号から第八十六号の二までを削り、第八十六号の三を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六　削除

第四十一条の二の六第二号を次のように改める。

二　地上基幹放送局（四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。）

第五十条の十第二項中「第五十三条の十一第一項」を「第百七十八条第一項若しくは第二項」に改める。

別表第一号の三第1の表14の項中「、テレビジョン音声多重端局装置、テレビジョン文字多重端局装置、テレビジョン・データ多重端局装置」を削る。

別表第二号二(9)ウ中「、高精細度テレビジョン放送、標準テレビジョン音声多重放送若しくは標準テレビジョン文字多重放送」を「若しくは高精細度テレビジョン放送」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号中⑫から⑱までを削り、⑲を⑫とする。

第六条第一項第六号を次のように改める。

六　申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十二号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ　十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ　百分の三十三・三三三三三三を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

第七条第二項を次のように改める。

2　放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。

第十条の二中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項及び第八項を削り、第九項を第三項とし、第十項を第四項とする。

第十条の三の表一の項中「六の項」を「四の項」に改め、「、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局については、実効輻射電力又は等価等方輻射電力を」を削り、同表二の項中「（デジタル放送に限る。）」を削り、「六の項」を「四の項」に改め、同表三の項中「六の項」を「四の項」に改め、同表中四の項及び五の項を削り、六の項を四の項とし、七の項を五の項とし、八の項を六の項とする。

第十二条第二項中「協会」の下に「及び学園」を加える。

第十五条第一項第一号(1)中「協会」の下に「及び学園」を加え、同条第三項中「協会」の下に「及び学園」を加え、「及び放送区域」を「、放送区域及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に、「又は放送区域」を「、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に改め、同条第四項中「放送区域」の下に「又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」を加え、「又はテレビジョン多重放送」及び「又はテレビジョン放送」を削る。

第十六条第二項第二号及び第五号中「協会」の下に「及び学園」を加え、同項に次の一号を加える。

七　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

第十六条第三項中「又は同項第四号に規定する放送区域」を「、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に、「又は放送区域」を「、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に改め、同条第四項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同項」を「第三項」に改める。

第二十一条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第十条の二第六項」を「第十条の二第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第十条の二第九項」を「第十条の二第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十一項中「第十条の二第十項」を「第十条の二第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第十二項を第六項とし、第十三項を第七項とする。

別表第二号第1の2の表26の項中「基幹放送事業者」を「地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者」に改め、同別表注17(2)中「又はテレビジョン多重放送」を削り、同表注20(2)中イ及びウを削り、ヰをイとし、オ及びカを削り、同注(3)イ中「、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波データ多重放送」に改め、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」及び「又は最大等価等方輻射電力（11.7GHzから12.2GHzまでの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に限る。）」を削り、同注(3)中ウを削り、ヰをウとし、「C3F　10W　最大実効輻射電力　33W」を「X7W　10W　最大実効輻射電力　33W」に改め、同表注24に次のように加える。

(5)　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき